



元危管第2432号  
令和元年10月16日

各指定地方行政機関の長  
各指定公共機関の長 様  
各指定地方公共機関の長

福島県災害対策課長



令和元年台風第19号災害に伴う災害救助のために使用する  
車両の取扱いについて（通知）

令和元年台風第19号災害に伴う被災地支援等につきまして、特段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このことについて、下記のとおり東日本高速道路株式会社等が管理する有料道路の料金無料措置を講じていただくこととなりましたので、お知らせします。

#### 記

#### 1 期間

令和元年10月16日（水）から令和元年12月31日（火）まで

#### 2 料金免除措置を行う有料道路管理者

- (1) 東日本高速道路株式会社
- (2) 中日本高速道路株式会社
- (3) 西日本高速道路株式会社
- (4) 首都高速道路株式会社
- (5) 阪神高速道路株式会社
- (6) 本州四国連絡高速道路株式会社

※ 各地方道路公社については現在調整中

#### 3 対象車両

- (1) 自治体等からの要請により、被災者の避難所又は被災した区市町村の災害対策本部（物資集積所を含む）へ救援物資等を輸送するための車両
- (2) 自治体等からの要請により、被災地の復旧・復興にあたるための物資、人員等を輸送するための車両
- (3) 自治体が災害救助のために使用する車両

#### 4 取扱方法

- (1) 証明書の携帯

料金を徴収しない車両としての取扱いを受けようとする災害派遣等従事車両

には、災害派遣等従事車両証明書（別紙）を携帯させる。

(2) 証明書の記載事項

- ア 通行年月日
- イ 通行区間（道路名、流入・流出 I C）
- ウ 車両番号
- エ 発行年月日、発行者の職・氏名・印

(3) 証明書の発行者

証明書の発行者は、都道府県の災害派遣命令者又は市町村の災害派遣命令者とする。

(4) 証明書の発行

証明書は料金を支払う料金所ごとに必要となるため、走行経路により必要な枚数を発行する。

(5) 証明書の提出

証明書を携帯する災害派遣等従事車両は、料金所において一時停止した後、証明書を提出し、料金を徴収しない車両としての取扱いを受ける。

(6) 注意事項

料金無料措置を受けようとする災害派遣等従事車両は、E T C の利用ができないため、申請者に次の事項について注意願います。

E T C（スマートインターチェンジを含む）の利用はできません。  
有料道路の入口では、一般レーンで通行券を受け取り、出口では一般レーン（有人又は料金精算機）で証明書と通行券を係員にお渡しください。

5 災害ボランティア車両の取扱い

災害ボランティア車両に係る有料道路料金の無料措置手続きについては、「災害派遣等従事車両証明書（別紙）」の発行が不要な簡素手続きとなります。詳細は、東日本高速道路株式会社のホームページを確認願います。

URL：[https://www.e-nexco.co.jp/road\\_info/important\\_info/h31/1015/](https://www.e-nexco.co.jp/road_info/important_info/h31/1015/)

事務担当

福島県災害対策課 主事 伊東  
電話：024-521-7194  
メール：[saigai@pref.fukushima.lg.jp](mailto:saigai@pref.fukushima.lg.jp)